別表六の二（二十五）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において租税特別措置法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載すること。

2　「教育訓練費の額　⑳」及び「教育訓練費の額　㉒」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の46の２第16項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する教育訓練費の額を記載すること。